

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【会社名】	大王製紙株式会社
【英訳名】	Daio Paper Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐光 正義
【本店の所在の場所】	愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲2丁目7番2号
【電話番号】	(03)6895-1025
【事務連絡者氏名】	専務取締役 阿達 敏洋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,902,600,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	大王製紙株式会社東京本社 (東京都中央区八重洲2丁目7番2号) 大王製紙株式会社大阪支店 (大阪市中央区備後町4丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月2日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年6月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項（添付書類を含む。）のうち、平成26年6月30日付をもって有価証券報告書（第103期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類とし、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成26年6月2日付をもって提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

（添付書類の削除）

第103期連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）の業績の概要

第103期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）の業績の概要

自己株券買付状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限1,892,600,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集及びその他の者に対する割当の手取概算額16,560,350,000円と合わせた手取概算額合計上限18,452,950,000円について、11,206百万円を平成26年7月から平成29年6月末までに当社子会社であるエリエールプロダクト株式会社及び大王(南通)生活用品有限公司への投融資資金に、4,270百万円を平成26年6月から平成28年1月末までに当社可児工場のティッシュ生産設備の拡充を目的とした設備投資資金に、残額を平成27年12月17日に償還予定の第16回無担保普通社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

当社からの投融資資金のうち、エリエールプロダクト株式会社は6,186百万円を平成26年8月から平成29年1月末までにフェミニンケア用品、ベビー用紙おむつ及び大人用紙おむつを生産するための新工場の設立資金の一部に、大王(南通)生活用品有限公司は5,020百万円を平成26年7月から平成29年6月末までにベビー用紙おむつの加工能力拡充を目的とした設備投資資金に充当する予定です。

また、上記手取金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書(第102期)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成26年6月2日)現在(ただし、既支払額については平成26年5月31日現在)、以下のとおりであります。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額上限1,892,600,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集及びその他の者に対する割当の手取概算額16,560,350,000円と合わせた手取概算額合計上限18,452,950,000円について、11,206百万円を平成26年7月から平成29年6月末までに当社子会社であるエリエールプロダクト株式会社及び大王(南通)生活用品有限公司への投融資資金に、4,270百万円を平成26年6月から平成28年1月末までに当社可児工場のティッシュ生産設備の拡充を目的とした設備投資資金に、残額を平成27年12月17日に償還予定の第16回無担保普通社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

当社からの投融資資金のうち、エリエールプロダクト株式会社は6,186百万円を平成26年8月から平成29年1月末までにフェミニンケア用品、ベビー用紙おむつ及び大人用紙おむつを生産するための新工場の設立資金の一部に、大王(南通)生活用品有限公司は5,020百万円を平成26年7月から平成29年6月末までにベビー用紙おむつの加工能力拡充を目的とした設備投資資金に充当する予定です。

また、上記手取金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書(第103期)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年6月30日)現在(ただし、既支払額については平成26年5月31日現在)、以下のとおりであります。

<後略>

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

（訂正前）

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第102期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第103期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月12日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第103期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月11日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第103期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月10日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年6月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年6月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月12日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記5臨時報告書の訂正報告書）を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書（上記1有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年5月8日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第103期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月30日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年6月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」と総称する。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年6月2日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、変更及び追加がありました。

下記の「1 対処すべき課題」は、有価証券報告書等における「対処すべき課題」に、有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成26年6月2日)までに生じた変更及び追加を反映し、その全体を一括して記載したものであります。

また、下記の「2 事業等のリスク」は、有価証券報告書等における「事業等のリスク」に、有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成26年6月2日)までに生じた変更及び追加を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については 罰で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「1 対処すべき課題」及び「2 事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年6月2日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

1 対処すべき課題

(省略)

2 事業等のリスク

(省略)

(訂正後)

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年6月30日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、変更及び追加はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年6月30日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

1 対処すべき課題及び2 事業等のリスクの全文削除